

- TOP I X
- 1～4月 税務カレンダー
- 消費税の特例（経過措置）について
- 所長のあいさつ
- その他

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号
TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371
Mail : nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp
HP : <http://www.taxnagata.com>



TOP I X

明けましておめでとうございます。
新年になり、これからの一年をどうするか
沢山考えると思います。
商売繁盛、家内安全、無病息災などなど。

「一年の計は元旦にあり」などと言いますが、
個人的には細かいところは置いて
大きな目標を立てようと思います。

皆様におかれましては、いかがでしょうか。
今年は平成が終焉を迎えることや消費税の
増税があるなど、変化が大きい年になるか
と思いますが、何事も楽しくいきましょう。

税務カレンダー

1月 January

- 10日 源泉税納付期限
- 21日 納期の特例 源泉所得税納付
- 31日 11月決算法人の確定申告期限
5月決算法人の中間申告
消費税・地方消費税の中間申告

2月 February

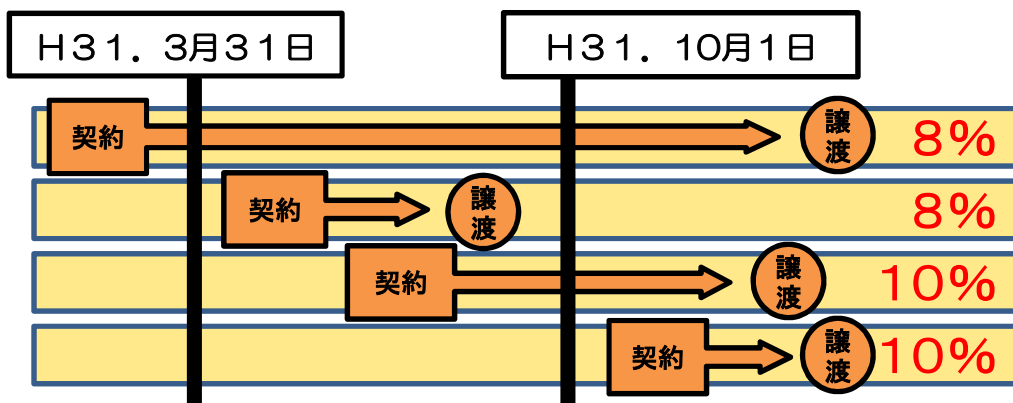
- 10日 源泉税納付期限
- 18日 所得税の確定申告開始
- 28日 12月決算法人の確定申告
6月決算法人の中間申告
消費税・地方消費税の中間
申告期限

消費税の特例(経過措置)について

2019年10月より消費税は10%になる予定です。しかし、2019年3月31日までに契約すれば、消費税が8%のままとなる特例（経過措置）があります。

適用される取引や契約

- ① 旅客運賃等
- ② 電気料金等
- ③ 請負工事等
- ④ 資産の貸付
- ⑤ 指定役務の提供
- ⑥ 予約販売に係る書籍等
- ⑦ 特定新聞
- ⑧ 通信販売
- ⑨ 有料老人ホーム
- ⑩ 家電リサイクル法に規定する再商品化等



所長挨拶



税理士法人
永田会計

所長
永田 伸一

今年で40周年



新年明けましておめでとうございます。
平成31年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
昨年から話題になりました貿易摩擦などの保護主義的な政策に伴う世界経済の不確実性、相次ぐ自然災害が経済に及ぼす影響が心配されるところです。

また、本年10月から消費税率が10%に引き上げられ同時に軽減税率(8%)制度が法制化されています。消費税の軽減税率制度の対策も考える時期に入っています。さらに昨年、画期的に改正された法人企業に対する事業承継税制が施行されました。続いて本年3月には個人の事業承継税制が新たに法制化される事となります。法人企業も個人事業者もこの特例には十分考慮する必要があります。

当事務所も上記のことを踏まえ、全社員の勉強会を進め準備しています。法人企業9年、個人事業者は10年の期間が残されていますが、前半5年で実行しなければならない事もあります。期限を失しないように注意を払って参ります。皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます、私の新年のご挨拶と致します。

税理士法人 永田会計
代表税理士 永田伸一

そ の 他

11/5に開催された一日公庫のご報告

5社の企業様が合計1億2300万円のご融資を受けることになりました。
ご来所頂いた皆様の益々のご発展・ご活躍をお祈りしております。

※一日公庫では日本政策金融公庫(旧国民金融公庫)熊本支店に融資の申込を致します。
実施場所は税理士法人永田会計の応接室で、公庫の担当者に一日出張して頂いています。

事前に決算書等の書類をご提出いただければ、相談日当日に審査をさせていただくことや融資制度全体にかかるお問い合わせやご相談などが可能な融資相談会です。
ご希望の方は担当者にご相談ください。

3月 March

- 11日 源泉税納付期限
- 15日 個人所得税の確定申告締切
- 31日 (休日につき4月1日)
1月決算法人の確定申告期限
7月決算法人の中間申告期限
消費税地方消費税中間申告

4月 April

- 10日 源泉税納付期限
- 30日 2月決算法人の確定申告期限
8月決算法人の中間申告期限
消費税地方消費税中間申告